

# 津波・高潮危機管理対策

(海岸保全施設整備事業)

## ◆事業の内容

津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進する。また、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、次の施策を総合的に実施するものとする。

- (1) 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
- (2) 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備
- (3) 津波・高潮ハザードマップの作成支援（浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査、耐浪調査及び排水性能調査）
- (4) 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
- (5) 津波防災ステーションの整備
- (6) 避難対策としての管理用通路の整備
- (7) 避難用通路の設置（堤防スロープ等）
- (8) 漂流物防止施設の整備

ただし、(3)の施策については、上記(1)～(8)〔(3)を除く〕の施策と併せて実施することとする。

## ◆実施要件

海岸保全区域内において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすもの

- ①以下のいずれかに該当する海岸であること。
  - a. 大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸
  - b. 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸
- ②地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸毎に、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した事業計画が策定されている地区であること。
- ③事業計画に従って実施される事業であること。
- ④一連の防護区域を有する海岸毎に、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること。
- ⑤堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止については、以下のいずれかに該当する施設を対象とするものに限ること。
  - a. 当該対策により、施設の耐震化に資するもの
  - b. 津波又は高潮の波力に耐えられない程度に、損傷が著しいもの
  - c. 避難経路に近接し、避難対策上支障をきたす恐れが強いもの
- ⑥本事業に要する事業費に関して、ハザードマップ作成支援（耐震調査等）のソフト対策に要する経費は、海岸管理者毎に事業計画の総事業費の概ね2割を上限として、その内数として計上することができるものとする。
- ⑦本事業における情報基盤の整備については、浸水想定区域の周知、防災訓練等被害を軽減するための対策を講じている地域を対象とすること。
- ⑧事業計画の総事業費（基別毎）が以下の表のとおりであること。

実施主体	・総事業費
県	5,000万円以上
指定都市	2,500万円以上

山口県農林水産部農村整備課計画調整班

TEL : 083-933-3423

FAX : 083-933-3429

E-mail : a17500@pref.yamaguchi.lg.jp